

平成 26 年度 事業シート

第5次廿日市市総合計画（後期基本計画）

基 本 目 標 1 健やかな暮らしを支え、安全で快適に暮らせるはつかいち
政 策 目 標 1 安全で安心して暮らせるまちに
重 点 的 取 組 1 犯罪や交通事故などが少ないまちをつくる

担当課名	環境産業部 商工労政課
予 算	01 一般会計
会 計	06 商工費
科 目	01 商工費
目 録	02 商工業振興費

事業名	消費生活相談事業	事業開始年度	平成 14 年度
	消費生活センターの運営	根拠法令 条例 個別計画等	消費者安全法第8条第2項及 び第10条第2項

1 事業の目的、意図

目的	【対象】誰の(何の)ために	【目指す姿・意図】(いつまでに、どういう状態に)
	市民 (特に消費者被害に遭った人、消費生活センターへの相談者)	○消費者と事業者の間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け、助言やあっせんなどを行うことで消費生活トラブルを解決する。 ○消費者被害の未然防止を目的として、消費生活に関する情報提供を行う。

2 事業の実施主体・関係団体・役割

実施主体	関係団体(パートナー)	事業実施に係る市役所(職員)の役割
市	消費生活センター	・消費生活に関する庶務全般(消費生活相談員の連絡調整、労務管理含む) ・消費生活に関する情報収集により防止のための啓発活動へつなげる

3 平成26年度 決算(活動実績・コスト情報・目標到達度)

実施した事業の内容（活動実績）

・消費生活相談の実施

・消費生活センターの運営

専門的な知識及び経験を有した消費生活相談員を配置し、電話・面談により、消費生活全般に関する相談に応じ、対応方法のアドバイス、業者との仲介及び専門機関への照会等の支援を行い、消費者被害の未然防止及び消費生活トラブルの解決を図った。

○相談件数 平成26年度 781件/平成25年度 834件

○開設日 月曜日～金曜日（ただし祝日及び年末年始を除く。）

○開設時間 9時～16時（ただし12時～13時を除く。）

・事業費関連

【歳入】

広島県消費者行政活性化事業補助金 3,091,733 円

雇用保険料 19,894 円

【歳出】

消費生活相談員報酬 4,790,685 円

消費生活相談員社会保険等 51,533 円

消費生活相談員交通費・研修旅費 304,345 円

消耗品費 35,626 円

チラシ印刷製本費 139,812 円

チラシ折込手数料 130,815 円

電話料・インターネット接続使用料（12ヶ月） 144,679 円

コスト情報（円）

項 目		平成 25 年度決算	平成26年度決算①	①のうちH25から繰越	H26からH27へ繰越
財源内訳	直接事業費 A	4,846,339	5,597,495		
	国庫支出金				
	県支出金	2,367,278	3,091,733		
	借入金（市債）				
	その他(使用料など)		19,894		
	市（市税など）	2,479,061	2,485,868		
人件費（按分）B		0.60 人 5,091,600	0.60 人 5,144,400		
総事業費（A+B）		9,937,939	10,741,895		
単位換算	① 人口（4月1日現在）	117,680 人	117,182 人		
	市民1人当たり	84	92		
	②				

到達目標

活動及び成果指標		単位	H25実績値	H26目標値	H26実績値	H27目標値	備考
活動成果	消費生活相談の受付	件	834	630	781	630	
	消費生活相談の内容に応じた助言	件	674	550	665	600	
	消費生活相談の斡旋	件	126	65	116	70	